

日本歯周病学会臨床データベース情報に係る利用規約

(日本歯周病学会臨床データベースとは)

日本歯周病学会（以下、本学会）臨床データベース（以下、本DB）は、本学会認定事業（歯周病専門医、認定医、認定歯科衛生士）における臨床データから成る。公益性のある学術研究や教育等の用途に活用してもらうため、匿名化された状態で臨床データを提供する。本規約は、その利用条件を定めるものである。

(利用目的)

本DBは、学術研究開発に利用することができる。

学術研究開発とは、①健康・医療（診断、治療、予防等）に関する研究、②病態の解明に関する研究、③医薬品・医療機器・ソフトウェア等の開発のいずれかをいう。

(利用できる者)

本DBを利用できる者は、本学会の正会員・準会員とする。本DBを利用する研究者（以下、研究者）全員が正会員または準会員である必要がある。賛助会員が法人として利用することはできない。

(手数料)

本DBの利用にあたっては、利用手数料を設ける。利用手数料は、別に定める。

(遵守事項)

本DB利用にあたっての遵守事項として、情報の適正な管理と守秘義務の遵守を徹底し、学術研究開発目的での利用に限定することとする。以下の遵守事項、およびその他本学会が定める規約に従うこととする。

- 一 「日本歯周病学会臨床データの利用に係る誓約書」に同意すること。
- 二 提供されたデータは、申請書に記載した目的以外に利用しないこと。
- 三 提供されたデータの利用は本学会会員に限定し、提供されたデータは第三者に提供しないこと。
- 四 提供されたデータは、漏洩しないよう厳重に管理すること。
- 五 本DBの利用にあたって本学会の保有する個人情報（なお、個人情報の定義については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従うものとする。）を知ることとなった場合、当該個人情報につき、個人情報保護法その他の法律に準拠して保護しなければならない。
- 六 提供されたデータの学術研究目的以外での利用および不適切利用を行わないこと。
- 七 提供されたデータは、利用期間終了後、直ちに消去し、データ消去実施済証明書を提出すること。
- 八 成果の公表に際しては、本学会からデータの提供を受けた旨を明記すること。
- 九 提供されたデータについて、特定の個人や所属等の識別を試みようとする行為、他の情報や個体識別が可能となり得るデータとの照合、違法行為や犯罪行為、その他本学会が禁止する利用を行わないこと。

(倫理審査)

本DB利用申請の前に倫理審査を受け、承認されている必要がある。倫理審査は、本学会における倫理委員会に諮ることも可能である。本学会以外で倫理審査を受けた場合、あらためて本学会の倫理委員会および利益相反委員会にて申請内容を確認するため、研究計画がわかる資料の提出を求める場合がある。

(利用申請)

本DBの利用にあたっては、本学会に対し利用の申請を行う。申請の様式等は別に定める。

(免責事項)

本学会は、本DBの利用によって生じた損害について、一切の責任を負わない。本学会は、予告なく本DBの提供方法を変更、中断、または終了することがある。

(成果の報告)

本DB利用後の学術研究開発の成果を報告する際の共著者は、全員が本学会の会員であることとし、その所属として主所属先に加えて「日本歯周病学会」を明記することとする。

(知的財産権の帰属、発明の通知及び対象製品の開発・商業化)

本学会及び研究者は、本DB情報を利用した研究（以下、本研究）により創出される成果に係る知的財産権（以下、本知的財産権）について、それぞれ50%を持ち分として共有するものとする。

2 研究者は、本研究の実施に伴い発明その他の技術的成果が生じた場合、速やかに本学に通知しなければならない。

3 本学会及び研究者は、本知的財産権に基づき、社会公益に資する新規製品又は診断機器等（以下、対象製品）の開発及び商業化を行うことができる。

4 対象製品の販売等により収益が発生した場合、当該収益のうち、知的財産権の使用許諾に伴い発生する使用料相当分は、本学会及び研究者が各50%ずつ分配するものとする。但し、対象製品の開発及び商業化は、本研究の目的に沿って行われることを条件とする。

5 本DB情報を用いた研究に伴う知的財産権の出願、権利保全、維持管理、および本研究に係る申請手続き並びに紛争解決に必要な費用は、すべて研究者が負担するものとする。

本研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、本学会と研究者が協議して定める。

※本規定における「研究者」には、当該研究者が所属する大学・研究機関・医療機関等の主所属機関の関与が想定される。特に、研究成果にかかる権利（特許等）の帰属や出願手続きについては、研究者個人ではなく所属機関の知財・産学連携部門の関与が考えられる。本学会は、知的財産の取り扱いにおいて研究者個人との契約を基本としつつも、必要に応じて所属機関との調整・契約締結が発生する可能性があることを想定している。また、主所属機関によっては、当該研究を「所属機関業務の一部」とみなす場合があり、当該研究により生じた知的財産が個人ではなく所属機関に帰属することもあり得る。このため、知的財産の出願・帰属に関しては、研究者本人が所属機関の規程や責任部門（産学連携部門等）と調整する責任を負うこととする。研究者は必要に応じ、発明届の提出等により、所属機関内の手続を適切に行うこと。

(外国出願)

前条の規定は、本DB情報を用いた研究に基づく知的財産権の外国における出願、権利保全等（以下「外国出願」という。）についても適用する。

(規約の変更)

本学会は、必要に応じて事前の予告なしに本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は本学会ホームページ等で告知した時点で効力を生じる。

本規約は、令和7年6月1日から発効する。